

令和6年4月から始まる大阪府高校等「授業料」無償化制度に関するお知らせ

【大阪府民が対象です】 4月から3年生(定時制・通信制は4年生含む)になる方へ

大阪府の新制度である授業料無償化制度は、
国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定となり、
授業料を負担されている方を対象とする制度です。

府の授業料無償化制度を受けるには、

- (1)まずは、国の就学支援金制度の申請が必要です!
- (2)国の就学支援金で所得超過を理由に支援対象外となった期間の
授業料のうち、令和6年4月分以降の授業料について、
府の授業料無償化制度で支援が受けられます。

そのため...

令和5年度に国の就学支援金を申請していない場合は、

令和6年4月中に国の就学支援金の申請が必要です!

令和6年度の授業料無償化制度の申請手続きについて

	令和6年4～6月分授業料 (令和5年7月以降の 就学支援金申請対象分)	令和6年7～3月分授業料 (令和6年7月以降の 就学支援金申請対象分)
国の就学支援金	令和5年度に申請していない方は、令和6年4月中にお通りの学校を通じて国の就学支援金の申請をしてください!	今後、学校から案内がある、令和6年7月に国の就学支援金の申請をしてください!

所得超過で
不認定

認定

認定

所得超過で
不認定

国の就学支援金で無償となるため
府の授業料無償化制度への申請は不要です

国の就学支援金で無償とならないため

府の授業料無償化制度の申請が必要です!

(申請時期:令和6年11月以降。なお、申請時に、国の就学支援金の不認定通知が必要です。)

大阪府の高校等授業料無償化制度の概要

- ◆所得制限にかかわらず、授業料負担がなくなる新制度が始まります。令和6年4月に3年生（定時制・通信制は4年生含む）となる国公立高校等に通う生徒から適用されます。
- ◆大阪府の授業料無償化制度の対象となる方
 - ①国の就学支援金が所得制限を理由として対象外であること
 - ②生徒が、高等学校等に在学していること
 - ③生徒及び保護者等が、原則大阪府内に住所を有していること
- ◆申請時期
令和6年11月以降（学校等を通じてご案内します。）
- ◆申請方法
オンラインでの申請を予定しています。
（インターネット環境がない方は学校事務室にご相談ください。）
授業料を生徒に代わり大阪府が負担するものです。
原則、生徒や保護者等に現金を支給するものではありません。

Q&A



令和5年7月に国の就学支援金を申請をしていたかが分かりません。また、申請書等は、どちらで入手できますか？

国の就学支援金の申請状況については学校へお問い合わせください。また、申請書等についても学校にお問い合わせください。



生徒と保護者の全員が大阪府内に住んでいない場合は対象外ですか？

次の場合も対象となります。

- ①保護者等（2名の場合はどちらか一方）が仕事、介護又は入院等のやむを得ない事情により大阪府外に在住している場合。
- ②保護者等2名のうち1名が大阪府外に在住しているが、大阪府内に在住している保護者が生徒を扶養している場合。
- ③その他、保護者等が大阪府外に在住しているが、世帯の生活の拠点が府内にあると認められる場合。
- ④保護者等が府内に在住しており、生徒が在学する府外の学校の寮、寄宿舍及び下宿先等から通学している場合。



就学支援金の申請状況についてはこちら

**お通りの学校等に
お問い合わせください。**

大阪府の授業料無償化制度についてはこちら

府民お問い合わせセンター ピピっとライン
06-6910-8001

大阪府HP



<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/#musyo>

大阪府 公立高校 無償化